

市第91号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の 2 第 2 項中「100 分の12」を「100 分の 12.26」に改める。

第20条の 8 中「、第11条の 2」及び「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 9 条、第10条、第10条の 3、第10条の 4、第11条の 2 及び第20条の 3 の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「100 分の67.5」を「100 分の75」に、「100 分の87.5」を「100 分の95」に改め、同項第 2 号中「100 分の32.5」を「100 分の37.5」に、「100 分の42.5」を「100 分

の47.5」に改める。

第 4 条第 2 項中「100 分の 192.5」を「100 分の 200」に、「100 分の 207.5」を「100 分の 215」に改める。

(横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

3 地域手当の月額は、第 7 条の 3 の規定にかかわらず、当分の間、給料の月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

(横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 4 月横浜市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「、第 4 条の 4 及び第 5 条の 2」を「及び第 4 条の 4」に改め、「及び育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 4 条、第 4 条の 3、第 4 条の 4 及び第 5 条の 2 の規定は、育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中横浜市一般職職員の給与に関する条例第 20 条の 8 の改正規定及び同条に 1 項を加える改正規定並びに第 4 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第 10 条の 2 第 2 項及び第 3 条の規定による改正後の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例付則第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 26 年 12 月 1 日に在職する職員に対して支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 平成 26 年 12 月 1 日に在職する職員（同日前 1 箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）に対して同月に支給する勤勉手当に関する第 2 条の規定による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末・勤勉手当条例」という。）第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 82.5」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 102.5」と、同項第 2 号中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 42.5」と、「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 52.5」とする。

(市長等及び議員に対して支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する市長等及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 30 号）第 4

条第 1 項に規定する議員に対して平成26年12月に支給する期末手当に関する新期末・勤勉手当条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 215」とあるのは、「100 分の 222.5」とする。

(給与の内払)

- 5 新給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の横浜市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### 提 案 理 由

本年10月に本市人事委員会から、本市職員の給与について改定を行うよう勧告があったので、これを尊重し、給与改定を実施する等のため、横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正したので提案する。

## 参 考

## 横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

$$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現 行}} \right)$$

（地域手当）

第 10 条の 2 （第 1 項省略）

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に  $\frac{100 \text{ 分の } 12.26}{100 \text{ 分の } 12}$  を乗じて得た額とし、その支給方法は、給料の例による。

（再任用職員等についての適用除外）

第 20 条の 8 第 9 条、第 10 条、第 10 条の 3、第 10 条の 4、第 11 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定は、再任用職員 及び任期付短時間勤務職員 には適用しない。

2 第 9 条、第 10 条、第 10 条の 3、第 10 条の 4、第 11 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

## 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

（抜粋）

$$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現 行}} \right)$$

（一般職職員の勤勉手当）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 前項の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 職員のうち再任用職員以外の職員 その者の前項の合計額に  $\frac{100 \text{ 分の } 75}{100 \text{ 分の } 67.5}$ （管理職員にあっては、 $\frac{100 \text{ 分の } 95}{100 \text{ 分の } 87.5}$ ）を乗じて

得た額の総額

- (2) 職員のうち再任用職員 その者の前項の合計額に  $\frac{100 \text{ 分の } 37}{100 \text{ 分の } 32}$   
 $\frac{.5}{.5}$  (管理職員にあつては、 $\frac{100 \text{ 分の } 47.5}{100 \text{ 分の } 42.5}$ ) を乗じて得た額の総額

(第 3 項から第 6 項まで省略)

(特別職職員の期末手当)

第 4 条 (第 1 項省略)

- 2 前項の規定により第 2 条第 1 項の規定を適用する場合においては、同項中「100 分の 125」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 200}{100 \text{ 分の } 192.5}$ 」と、「100 分の 140」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 215}{100 \text{ 分の } 207.5}$ 」とする。

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例 (抜粋)

( $\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}}$ )

付 則

(第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 地域手当の月額は、第 7 条の 3 の規定にかかわらず、当分の間、給料の月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (抜粋)

( $\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}}$ )

(特定の職員についての適用除外)

- 第 18 条 第 4 条、第 4 条の 3 及び第 4 条の 4、第 4 条の 4 及び第 5 条の 2の規定は、法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項

若しくは第2項の規定により採用された職員及び育児休業法第18

条第1項の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する

短時間勤務の職を占める職員には適用しない。

2 第4条、第4条の3、第4条の4及び第5条の2の規定は、育

児休業法第18条第1項の規定により採用された法第28条の5第1

項に規定する短時間勤務の職を占める職員には適用しない。

$\frac{3}{2}$  (本文省略)